

【これまでの経緯・取組】

①「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成12年12月)

→ 国、地方公共団体及び国民の責務の明確化と必要な措置の規定により、人権教育及び人権啓発の施策を推進。「人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画」の策定(第7条)、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての国会への報告(第8条)など

②「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定(平成14年3月)

→ 学校における人権教育については、「指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」旨決定

③人権教育の指導方法等の在り方について

→ 第一次とりまとめ(平成16年6月)
第二次とりまとめ(平成18年1月)
第三次とりまとめ(平成20年3月)

④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月)及び「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月)の制定

→ いわゆるヘイトスピーチや部落差別の解消するための教育について規定

趣旨

基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を推進する観点から、以下の事業等を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。

人権教育研究推進事業【委託事業】

46百万円(50百万円)

<事業内容>

- ①学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を都道府県教育委員会等との連携・協力の下で推進し、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資することを目的として、実践的な研究を行う。
- ②学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的として、モデル校を指定し、実践的な研究を行う。

<対象> 都道府県教育委員会等(47地域)

学校教育における人権教育の総合的实施

学校における人権教育の在り方等に関する調査研究【事務費】

5百万円(5百万円)

人権教育に関する事業等の実践・成果や第三次とりまとめの内容も踏まえ、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行うための会議を開催する。